

事 務 連 絡

令 和 5 年 8 月 24 日

各都道府県
配偶者暴力相談支援センター主管部（局） 御中

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

DV被害者の支援における被害防止のための情報提供及び助言等について

日頃より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、配偶者暴力の被害者（以下「DV被害者」という。）による郵便局の転居・転送サービス（※1）の利用に関して、地方公共団体等から照会がありましたところ、下記のとおり、DV被害者への支援における情報提供及び助言等に関し、周知いたします。

本事務連絡の内容について、貴管内の配偶者暴力相談支援センター等関係機関及び管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡につきましては、DV被害者の安全確保に支障が生じ得る具体的事例が含まれていることから、DV被害者の支援に係る目的に限って御活用いただくとともに、DV被害者支援の関係者以外への提供を控えるなど、その取扱いには十分留意願います。

記

1. これまで、郵便局等の事業者による転居・転送サービスについては、避難等を行うDV被害者の安全確保等のために必要な対応として、サービスを利用していたDV被害者に対し、相手配偶者が旧住居宛に郵便物を送付し郵便物の追跡サービスの利用により転居先付近の郵便局を把握した事例や、GPS機器を郵便小包で送付することにより転居先を把握した事例を示しつつ、DV被害者の避難先等が加害者やその関係者に明らかにならないよう、DV被害者への必要な情報提供、助言等をお願いしてきています。
2. DV被害者に対する支援においては、その安全確保に万全を期する観点から、引き続き、前記事例等を念頭に、必要な情報提供、助言等に遺漏なきよう御対応いただく必要があります。

す。

3. なお、本年6月1日より、郵便の転居届に係る情報の弁護士会への提供が開始（※2）されていますが、これにより前記の扱いに変更が生じるわけではありません。

（※1）郵便局の転居・転送サービス

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>

（※2）郵便の転居届に係る情報の弁護士会への提供の開始（総務省報道資料（令和5年5月31日））

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu14_02000132.html

[本件照会先]

内閣府 男女共同参画局

男女間暴力対策課 河瀬・池橋・井上

Tel : 03-5253-2111 (内 37546・37577・37547)

Fax : 03-3592-0408

E-mail : g. dv. y3p@cao. go. jp